

第9回与謝野町庁舎統合検討委員会 会議記録

■日 時		平成24年10月30日（火曜）午後1時30分～午後2時35分			
■場 所		岩滝保健センター 会議室1,2（与謝野町字岩滝2046番地）			
■委員	出席	◎村山和生 委員	○足立経彦 委員	○青木順一 委員	畑 政美 委員
		伊達善弘 委員	小長谷啓介 委員	藤田憲一 委員	上山光正 委員
		宮崎博和 委員	川勝原一郎 委員	小長谷泰志 委員	山城甲太郎 委員
		小西順子 委員	糸井芙佐子 委員	江原 喬 委員	山中照行 委員
		松尾豊子 委員	江原義典 委員		
	欠席	北風雅雄 委員			
■町 出 席		堀口卓也 副町長			
■事 務 局 (企画財政課)		浪江 学 課長	小池大介 主幹	谷口義明 補佐	和田直樹 係長
		小谷貴儀 係長			
■傍 聴		8名			

注) ◎は委員長、○は副委員長。

会議の要点

<議事>

(1) 答申書（案）についての意見交換

意見交換の前に、（案）与謝野町庁舎統合の検討について（答申）を事務局から朗読し説明に代えた。その後意見交換し、答申書（案）の賛否について審議し、原案通り町長に提出することになりました。なお、以下のような質疑・意見がありました。

○1頁の3行目、「しかしながら、町から示された～早期に統合する案については」云々の、早期という意味は何か。

○答申案は1頁にまとめてあるが、2頁から5頁も一連の答申案か。また、会議の経緯、会議記録、会議で配布した資料も答申書と添付するのか。

○1頁の下から6, 7行目、「今後も引き続き、住民、議会、行政において～考えます」云々だが、答申した後で検討委員会的なものを組織されるのか。その辺の見解はどうか。

○1頁の下から6行目、「野田川庁舎本館は耐用年数が到来しており」と書いてあるが、北庁舎はそのまま継続という事か。

○野田川庁舎本館は「早期に閉鎖の方向」ですが倉庫利用は可能なのか。倉庫利用自体も避けるべきではないのか。

○この答申書案を町長に提出してからの流れだが、今後議会でこれに基づいて審議されるのか。

- 課の設置条例は「課を移動」する場合にも、その条例を改正する必要があるのか。
- 1頁の1, 2行目の上の文章「統合に異論はない」と3, 4行目の下の文章「早期に加悦庁舎に統合する案は賛同できない」、諮問に対する答申文章としては、個人の私見だがこれで良いのかと思う所が若干ある。
- 色々な条件が満たされた時には統合の方向で考えていきたいというのが本筋ですね。
- 個人の私見で元に戻るが、町長からは新しい庁舎を建てないという事で諮問を受けているが、答申案の2頁に、④案の町の中心地に新庁舎を建設するのは9名という中で、本当でいうと逆行していると言っておきたい。

<賛否>

質疑・意見も尽き、審議を終えた事から、委員長の発言により挙手にて賛否の確認をする。3分の2以上の挙手により、原文通り答申書案を提出することに決した。

1. 開会（午後1時30分）

○事務局 本日は大変お忙しい中、第9回与謝野町庁舎統合検討委員会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。只今から会議を開会させていただきます。本日の出席状況ですが、北風委員さんから欠席の旨をお聞きしています。1名の欠席でございます。それから町の方側の出席ですが、太田町長におきましては入院療養のためご迷惑をおかけしておりましたが、昨日の29日から公務に復帰をさせていただいております。なお本日は他の公務のため欠席をさせていただいております。また堀口副町長が出席をさせていただいております。公務のため途中で退席をさせていただきますがよろしくお願ひします。他に事務局から企画財政課が出席をさせていただいております。それでは開会に当たりまして村山委員長よりご挨拶をお願いします。

2. 委員長あいさつ

○委員長 皆さまこんにちは、大変お忙しい中をお集まりいただきましてありがとうございます。会を重ねること第9回目という事でありまして、1月に始まりましてからもう既に季節は今月23日で霜降という季節に入りました。もう目の前に立冬というふうな時まで期間をかけてまいりました。本日は一応まとめという形の中で審議をしていただきますので、十分ご検討いただきまして結論を出していただきたいというふうに思っていますのでよろしくお願ひを申し上げます。

○事務局 本日の予定ですが、前回の会議で答申案をお示しすることになっておりましたので、事前に配布をさせていただいております答申案を事務局からご提案を申し上げまして意見交換をお願ひしたいと思っています。なおこの答申案につきましては、10月23日に野田川庁舎の2階におきまして、あらかじめ正副委員長と事務局とで協議をさせていただいた上で作成をさせていただいているものでございます。それでは次第に沿って村山委員長の進行で進めていただきますようによろしくお願ひします。

3. 議事

（1）答申書（案）についての意見交換

○委員長 3. 議事、（1）の答申書（案）についての意見交換を行いたいと思いますが、それまでに事務局の方から説明をお願いします。

○事務局 事前に配布をさせていただいておりますが、本日提案という形になりますので、事務局から少し長いですが朗読をさせていただく形でご提案を申し上げたいと思いますのでよろしくお願ひします。

（ 資料の「(案) 与謝野町庁舎統合の検討について (答申)」を朗読にて説明。 ）

○委員長 只今読み上げていただきましたが皆さん方にお諮りを致します。答申案につきましてのご意見をお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○委員 答申案の文言ですが、前段の“しかしながら、町から示された総合庁舎を加悦庁舎とし早期に統合する案については、”云々ですが、早期というのは、将来、今出来なくても先に行けば、というふうに取れるようですが、これはどういう事でしょうか。

○事務局 この“しかしながら”の後に続く文章ですけれども、ここでお伝えしたい意思・意図は、あくまで町からお示した当初のたたき台、これは早期に加悦庁舎に統合する案ですが、その町から当初に示した案については、という意味ですのでこの様に理解していただければと思います。

○委員長 他にございませんか。

○委員 答申案については1頁にまとめていただいています、2頁以降も全部一連のものですか、内訳というのか、内部事情というのか、これも全部含めて町の方に提案されるのか、1頁の答申案だけされるのですか。

○委員長 答申案として只今説明をした分と今日までの資料、そして会議録の3つを提出します。事務局の方から再度説明をお願いします。

○事務局 答申書につきましては先ほど読み上げさせていただきました5頁分全体が答申書というふうにとらえていただければと思っています。なお5頁の下に書いていますが、会議の経緯、会議記録、会議で配布された資料を参考に後ろに添付をさせていただきます。答申書につきましては1頁から5頁全体を指すというふうにとらえていただいたらと思います。

○委員長 他にご意見ございませんか。それぞれのご意見には微妙な部分がありますが、この4つの案、③案の場合はゼロであります、多岐にわたっていますので、行政サービス全般にわたってこういうふうに検討しておりましたので、3分の2というハードルが超えられない状況にありますが、これで認めますのか、もう一度4つの条件を、もう一遍整理しろと言われるのか、その辺について、出来ればこの答申でいきたいと思いますが、ご意見がありますれば、文言、検証内容等を変更してほしいという様な事も不可能な事ではありませんので、ご意見がある方は申し入れていただければと思います。

○委員 答申案の1頁、下から6, 7行目の“今後も引き続き、住民、議会、行政において真剣に議論を継続していただきたいと考えます。”という内容ですけれども、これは庁舎統合の答申をした後でも検討委員会を組織されるのではないかと考えているのだがその辺の見解はどうか。

○委員長 もちろん我々は諮問された部分に対して我々の意見を申し上げるのですが、行政としては最終的には議会で結論を出されるというふうに思う訳ですが、議会においては、もう既に請願に伴う庁舎問題特別委員会を設置されて、何か我々の審議会の議論と並行する形で会議を進められていまして、いささか委員長としまして、委員さんの皆さん方としまして、じくじたるものがあっただろうと思いますけれども、そういう意味も含めまして、十分議会、行政で今後ご検討いただきたい。我々の提出する意見はこうですよ、審議しました結果を答申するのはこういう事ですよという事でございますので、後はそれぞれの行政なり議会の機関で十分検討していただきたいというふうに締めくくってもらったらどうかという意見でございます。

他にご意見は無いでしょうか。

○委員 一点確認です。答申案の中で“野田川庁舎本館は耐用年数が到来しており”と書いてありますが、南側庁舎部分是对応年数がきているという事です、北側庁舎はそのまま継続という形なのでしょう。

○事務局 南側の本館は昭和37年建築という事で昭和では87年です。ちょうど50年経過しているという事でございます。一般的に鉄筋コンクリート構造物の対応年数が50年から60年というふうにいわれていまして、その50年にきているという事がありますので、耐震云々の前に、構造物そのものの、構造物自体が安全ではないという事から、南側の本館だけを閉鎖の方向で、北側の北側庁舎は引き続き使用させていただくという内容のものでございます。

○委員 もう一点、意見のまとめの中で、野田川庁舎本館は耐用年数云々という事で、早急に閉鎖ですが、倉庫利用等と書いてありますが倉庫利用という事は可能という事でしょうか。

○事務局 現在も倉庫みたいな形で使用している所も実はあります。ただ職員がここで執務をさせていただく、あるいは住民の皆さんがお越しいただく、あるいは会議をしていただく、こういったことは非常に危険性が伴いますので、倉庫としての活用はありうるだろうとは思いますが、常に人が出入りするという形はしないという意味で書かしていただいているという事です。具体的な利用方策は決めていませんが概ねの考え方は以上のとおりです。

○委員 倉庫利用でどの程度出入りするのかわからないのですが、前回の会議の時に倉庫利用等についても避けるべきであるという意見が、全体の意見ではないかもしれないが何名かの方がシートの中で挙がっている形がありましたので、例えば書類等の保管場所が他にあればあえてそういう危険性を侵すよりは良いと思ったのですが。

○事務局 倉庫でも色々ございまして、イベントの時に使う簡易な消耗品みたいなものは時々出して使うという程度の物になりますので、そういう物は置いておいても良いのかと思います。

只し重要な書類とか、防災の備蓄品とか、そういう物については置くべきではないと思いますので、その辺を考えていきながらという事になるかと思います。全く使わないという事もどうかと思いますので、こういう表現にさせていただいたという事です。

○委員長 その点については正副委員長会でもその辺の部分は意見を申し上げていましたが、あくまでもゴーストタウンではないが誰も使わないでそのまま放置するのではなく、今すぐ大変な危険が及ぼすというものでもないで、重要なものは保管しないで下さいというふうなことは正副委員長からでも意見が出ていましたので申し添えます。□△委員と全く同じ意見を申し上げていたところです。この案の1頁ですが、これをこういうふうな文言や表現にした方が良いとかというご意見がありましたらお伺いしたい。

それでは別に急ぐつもりはありませんが、ご意見が無いようでしたらこの通りの答申案とするかしないか皆さん方の賛同を得たいと思います。早すぎますか、ご意見をお願いします。

○委員 この答申ですが、これを出されてからの流れですね、答申を出して、それから町の方について、今後議会の方でこれに基づいて審議をされるという事ですか。

○事務局 今後の事につきましてご説明させていただきます。この検討委員会の答申を町にいただきましたら先ず町の方でお預かりをさせていただきます。その上で町がどのような対応を今後させていただくかを決めさせていただきますが、それに当たってはこの答申を尊重させていただくことが基本的な姿勢です。そうしますと議会にこの答申がありましたことは、例えば12月議会あたりご報告はさせていただかなければならないとは思っていますが、この答申を議案に挙げて議会で審議していただくというものではありません。予算も伴いませんし必要な条例議案等も伴いませんので、これを議案に挙げるという事はありません。ただ今後、例えば野田川庁舎の本館の課を動かすし別の所に持っていくことになると、課の再編成というのが出てこようかと思います。そうなりますと与謝野町の組織条例というものがあまして、簡単に言いますと課の設置条例というものがあまして、それに関わってくるという事になればその条例の改正を出してくるという事になります。それから当然議会に報告させていただきますと議会サイドでは一般質問などでご質問があろうかと思います。そういった際には議会の本会議で行われますのでそういう形での審議はありうるかとは思いますが、今すぐ、直ちに庁舎を動かすという事ではない答申内容ですので、議案としては挙がらないという事です。今後引き続いて、ここにありますように、住民、議会、行政とが総合庁舎の実現に向けて引き続き議論して行くという事になるとご理解いただきましたらと思います。

○委員 聞き漏らしてしまったのですが、課の設置条例というのは新たな課を作る以外に課を移動する場合にもその条例があるのですか。

○事務局 与謝野町の組織条例の中には、手元に資料がありませんが課を置くという事が定められています。そこに今ある課のそれぞれが全部あげてある形になっています。これを改廃する場合に条例の改正が必要となります。例えば〇〇課を廃止する、新たな〇〇課を設けるという時に改正が必要で、課の場所を変えるという事は関係が無いという事になると思います。

○委員長 他にご意見ございませんか。

只今ご意見がありましたけれども、あくまでもこれは我々が町長に答申したら、町長がどういうふうを考えて、どういう方針をたてられるか、尊重はしていただけるのでしょうかけれども、町は町なりの行政としての考え方があると思いますし、議会は議会で提案を受けた時に初めて審議されるという事になります。現状は請願が出ていますので、その請願に対してどうふうにお答えになるかは議会の事ですので、我々が感知するところではありませんが、そういう形でおきてくるという事になります。

他に文案とかの事についてご意見はありませんか。

○委員 私は分からないのですが、最初の2行目に、庁舎の統合を図ることには異論はない。はっきりここに書いていますね。ただし、加悦庁舎に統合する案は賛同できない。こう書いてありますね。ということは見直せという事ですね。賛同する意見が少なかったから、結果的にいうたらこの委員会としては賛同する意見が少なかったから、統合出来るのですか、出来ないのでしょ。はっきり町長からは私たちには諮問が出たんですね、この案はたまたま加悦庁舎に統合してというのは字句の上で載せたわけですね、これをだからここはあかん、という事を皆さん方がここで考えられたわけでしょうが、9名の委員が、アンケートに書かれているのを見ましたら、そこでですね、最初に戻りますが、私の考え方がおかしいのかも分かりませんが、統合はあかと、皆さん方が、早急かそうではないかは知れませんが、後々一定の条件が整えばという事が最後に書かれていましたが、これに引っ掛けて統合を図ることは異論がない。こういう考え方ですね。ですから私が思いますのに、たまたま私たちは委員として19名が依頼を受けて9回ですか、これについて議論をしてきましたが、この場合に、それぞれの意見を提出して、①から⑤案までをそれぞれに丸を付けた。その結果、④案の現状のままとし、云々でしょ、数からいえば、これをとらまえて2行目の庁舎の統合を図る。それはおいておいて、次の総合庁舎を加悦庁舎として、云々あたりから、その意見シートの中の数値の多い方で、9名と3名を足すと12名ですか、だから今回の場合は見直してくださいと違うんですか。そうしか取れないでしょ。

○委員長 総合庁舎を加悦庁舎として早期に統合する案には反対だとはっきりうたっているのですから。認められないと、3分の2の賛成は得られないという事ですから、後で総合庁舎にすることは賛成だが早期に加悦庁舎に統合すること案については賛同する意見が少なかったという事です。順序が少し違うんと違いますか。

○委員 庁舎の統合を図るという所に異論がないというあたりは、この文章と下の文章とが、若干今説明がありましたけれども、ちょっと違うのではないか。

○委員長 これについては3億8,500万という財政的な問題も含めて、それを使ってまで今加悦庁舎に早急に統合する必要はないという意見でありますので、統合は賛成だという事は皆さんご承知でありますけれども、ただその方法論によつたらばらばらになったので、こういう答申を出さざるを得ないという事ではありますが、この文章が、これでおかしいという事については、私はあれですけども、事務局少し説明をお願いします。

○事務局 この答申案の2行目にあります庁舎の統合を図ることには異論はありませんと書いていますのは、2頁の表の中で、③案の“現状のままとする”という意見の賛同者がゼロという事でございます、それ以外の①案も②案も④案も⑤案も、どのような形やどのような時期かは別にして、総合庁舎化を図る意見にそれぞれ投じられたという事ですので、そういう意味で現状のままを望む方は無いので、庁舎の統合を図ることには異論がないだろうという書き振りにさせていただいたという事でございます。3行目の“しかしながら”の後ですけれども、町から示された総合庁舎を加悦庁舎とし早期に統合する案については、賛同する意見が少ないため、見直していただきたいと考えます。という事でございますが、これについては、2頁の表の①案を指してございまして、町がお示した案でございますが、これには4名の委員さんが選択しておられますが、非常に少数であったという事ですから、この案については見直しをしていただくべきという書き振りにさせていただいたという趣旨でございます。

○委員長 委員長が差し出しましたが、□△委員さん宜しいでしょうか。

○委員 今の説明で大体の事は分かりました。もちろんそうなんでしょうけど。2頁目に移って良いですか。4名の方が①案に賛同されたのかどうか知りませんが、この表では4名いらっしゃるかと思えます。この方々はいわゆる加悦庁舎に統合したらよいという事で書かれたと思えますが、それはそれで諮問に対する同じような意見の持ち主だった。ただし今言われたように、大体わかりましたが、色々な条件が満たされた時には統合の方向で考えていきたいというのが、やってほしいというのが本筋ですね。1頁の文章では、これはいずれにしても出来ないという事ですね。最終的な面から考えても。与謝野町が非常に豊かな町であって、将来的に何回かの議論の中で厳しい財政状況であるという事を聞かせていただく中で、あと10年20年経てば一転してですね、経済的に素晴らしい安定した町が出来るのかどうか私は予測できませんが、なるのでしょきっと。そのようになって住民の方々が一か所でもいいんじゃないかという事が、機運が、そういう物が上がってきた時には、またその時に考える程度しか今の現状では無理だという判断のもとに、私たちは何回となく議論を重ねてきたんじゃないかと思うんです。だから私はこれを見ました時にはこの書き方で結構ですけれども、諮問に対する答えとして、こういう事で良いのかと若干あるのですが、私の個人的な私見です。

○事務局 ご意見は良く分かりました。諮問をこの委員会にさせていただきましたのは、先ず町のお示しつつ総合庁舎化を図ることについて、大所高所からご検討をいただきたいという趣旨で諮問をさせていただいたと思えます。それに対する答申として町が示していた案については見直していただきたいというのが一つのこの会の結論であることと、じゃどのような形で総合庁舎化を図ることについては、非常に多岐にわたるので引き続き真剣に議論を継続していただきたいという、こういう結論になったと思えます。もう一つは野田川庁舎の本館は閉鎖する。その概ねこの3つがこの答申の柱になっているのではないかと考えています。□△委員さんそういう事で良いでしょうか

○委員 いいのでしょうか。結構です。

○委員長 なお、皆さん方に前に見ていただいた意見集約にも、加悦庁舎に賛成をしていただいた4名の中の方でも3億8,500万円の費用をかけるべきではないというふうなご意見も入っています。そうすると加悦庁舎に統合が出来るか出来ないかという現実的な問題も、そういう事も資料として考えた訳でありますのでご理解がいただければと思います。

尚且つ文言上、答申の表現の仕方がおかしいという事であればご意見を出していただいて、皆さんが同意という事でありましたらそれは訂正すればよいかなと思います。

○委員 正副委員長の方で一応こういう形でまとめさせていただいたが、個人的な気持ちといたしまして、町長の方から新しく庁舎は建てないというもとに、また元に戻るのですが、その案で私たちは

諮問を受けたのだが、ここに将来的に町の中心地に新庁舎を建設するのは9名という中で、本当で言うところと逆行する、これから先を見据えた中では逆行する意見ではないかと思っている。これは最後に意見として出させていただいて、この部分を答申の所にどのように持っていくかはかなり難しい問題だと思いますので、一個人としてそのように思っていますので意見として出さしてもらった。

○委員長 色々のご意見も伺いましたが、この案で答申することに賛成の皆さんの挙手を求めます。賛成多数であります。3分の2以上ありますので委員長としてこれを提出することにしたいと思いません。

○事務局 ありがとうございます。この答申につきましては、後日、日を改めまして正副委員長から町長の方に答申書をお渡しする形で答申をさせていただくべき進めさせていただきたいと思っております。議事は以上のおり閉めていただきます。ありがとうございます。

レジュメの方に、その他としておりますが皆さんの方から何かございませんでしょうか。

■その他

○委員 個人的な感想ですが、町のことを少しですが関心をもち多岐にわたり勉強させていただきありがとうございました。今回このような答申がなされまして、委員長さん等、本当に大変ご苦労されていたのだと思います。感謝申し上げます。私は本当に何も知らずに、どうなんだどうなんだと勝手な事、関係ない事をご質問させていただいて、その度にお答えいただいた事務局の皆さんには心から感謝申し上げます。特に委員長さんはじめ副委員長さんの方につきましては、多岐にわたる意見をまとめる形で、非常にご苦労さまでお疲れ様でした。このように答申書をまとめていただき心から感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

○事務局 有難いお言葉ありがとうございます。副町長はタイムリミットが来ましたので失礼をさせていただきます。他にありませんか、無いようでしたら最後に村山委員長からご挨拶を頂戴したいと思っておりますけれども、今日が最後の会議になるようでございますので、町の方からひと言お礼を申し上げたいと思っております。

今日は町長、副町長とも欠席をしておりますが、お許しをいただきまして事務局の私の方からお礼を申し上げたいと思っております。振り返って見ますと昨年の5月28日のわーくぱるでの説明会に始まりまして、早いもので1年と半年が経過しようとしています。この間、町内24地区を回らせていただきまして、それこそ日付が変わる時間帯まで、連夜にわたりまして熱心にご意見をお聞かせいただいた町政懇談会の開催、そして今年1月からは、この庁舎統合検討委員会を設置させていただきまして、今回で9回を数え熱心にご協議をいただきました。まずもってこれらのご労苦に対しまして深く感謝を申し上げたいと思っております。本当にありがとうございました。このように庁舎問題について熱心な議論がなされてきましたことにつきましては、その進める手順が決してベストではなかったかも知れませんが、大変有意義であったと振り返っています。本検討委員会において最終的には3分の2以上の大勢を占める意見にはなりませんでしたが、決して答えが出なかったわけではなくキチット答えを出していただいたと思っています。それは先程も申しあげましたが、その一つは町がお示しをされた案につきましては、待ったをかけ、見直すべきとされた事、それから2つ目には、将来に向けてじっくり議論を継続すべきという事、それから3つ目には古くなった野田川庁舎本館は安全のため閉鎖の方向とすること、以上の3点が主であったかと思っています。そしてさらに思いますのは、町の方案に対して、特に岩滝地域の方々を中心に反対のご意見を多く頂戴するさなかでの検討委員会のスタ

一トになりましたが、この間の議論を通じまして加悦地域の方々も野田川地域の方々も、そして岩滝地域の方々も含めまして、町民の融和を願う気持ちが強く感じられまして、このことに配慮していただきまして、今回の答申につながったのではないかと考えています。そういう意味で今回の庁舎論議は本町にとって更なる一体感の醸成につながったと考えていますし、色々厳しいご意見も頂戴してまいりましたが最後には雨降って地固まるといった心情でございます。将来につながる足跡を残していただいたとありがたく思っています。これもひとえに委員の皆さまの真剣なご議論のたまものであり深く感謝を申し上げますとともに、町としましてもいただきました答申を尊重し今後とも慎重に対応してまいりたいと考えていますので、引き続きご助言、ご協力を賜りますようお願いを申し上げ、本検討委員会をお世話になりました委員皆様へのお礼の言葉とさせていただきます。本当にありがとうございました。

会の閉会にあたりまして、村山委員長よりごあいさつをお願いします

■閉会あいさつ

○委員長 皆様方には本当に10か月という長い間、色々なご審議をいただきまして大変ありがとうございました。それぞれの団体から出られそれぞれの多くの方々の背後に控えられてのご意見大変だっただろうとと思っています。しかしこの問題は何時かはおき何時かは超えなければならない与謝野町の問題であるだろうと思えますし、今後とも先程からここにも協議していますように、議会、行政において十分な審議が必要だろうと考えております。いずれは一つの庁舎にしなければならないだろうとは思いますが、ただ時期と方法によっては、それこそ町民の心に齟齬が起き、お互いが一つになれないような町づくりであってはいけないのではないかと、この会で色々のご意見をお聞きして思いました。何よりも町民が一体になることが必要であると思えます。長い時間をかけてそれぞれの思いをまた機会をいただいて、そして財政的にも何とか都合がつくような状況になれば当然一つのまちとして一つの総合庁舎の中で、職員も一体となって、町民も一体となって、町政に、またそれぞれ住民の生活の事を考えていただくという事が大変大切であろうかと思っています。

先ほど事務局の方から、町の方からもありましたように、本当に皆さん方に色々なご意見をいただきまして、私も長年議会にいましたが、また新しい考え方、見方をさせていただきました。本当に大変な時間を費やしまして、皆さん方の貴重なご意見をお伺いしたことを大変うれしく思っていますし、大変難しい状況の中で、キチット右左という結論が出なかったわけではありますが、それはまた、皆さん方のお気持ちと現在の町の形の中で止むを得なかった状況ではなかったかと思っています。何はともあれ皆さん方に大変なご苦勞を掛けましたことを心から御礼を申し上げ、また委員長の非常に気ままでありますので、皆さん方に失言をしたり、とんでもない発言もあったかと思いますが、今最後になりまして、皆さん方に十分なお詫びを申し上げましてこの会を閉じさせていただきたい。委員長としての責任を降ろささせていただきたいと思えます。どうもありがとうございました。